

（返還方法）
第五条 修学

第五条 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

(免除することができる返還の債務の額)

第六条 法第九条第二項の規定により免除することのできる修学資金の返還の債務の額は、同条と同項に規定する在職期間を修学資金の貸与を受

（免除することができる返還の債務の額）

第六條 法第九條第二項の規定により免除することのできる修学資金の返還の債務の額は、同条同項に規定する在職期間に修学資金の貸与を受けた期間（法第六條第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間で除して得た數値を修学

資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乘じて得た額とする。

2 法第九条第二項の規定により修学資金の返還の債務の一部の免除を受けた者について更に同

条同項の規定による免除を行う場合においては、前項の規定中「同条同項に規定する在職期間」とあるのは「同条同項に規定する在職期間から従前の免除額の計算の基礎となつた在職期間を控除した期間」と、「二分の三に相当する期間」とあるのは「二分の三に相当する期間か

ら従前の免除額の計算の基礎となつた在職期間に相当する期間を控除した期間」と読み替えるものとす。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年五月一日政令第一

二一〇号)抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年四月二〇日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、昭和五十九年四月分以後の公

衆衛生修学資金について適用する。

附 則（昭和六十二年五月二日政令第一六七号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、昭和六十二年四月分以後の公

衆衛生修学資金について適用する。

附 則（平成元年五月二十九日政令第一五四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成元年四月分以後の公衆衛生修学資金について適用する。

附 則（平成三年四月一二日政令第一三四号）

附則（平成五年四月一日政令第一三〇号）

附則（平成六年七月一日政令第二二三号）

この政令は、平成七年四月一日から施行す

この政令は、公布の日から施行し、改正後の条の規定は、平成九年四月分以後の公衆衛

この政令は、平成十一年四月一日から施行す

九号) 抄
行期日)